

70th ANNIVERSARY
1949-2019

労働者福祉中央協議会
結成70周年記念誌

つながる
寄りそう
支え合う



Contents

結成70周年記念誌発刊にあたって 中央労福協 会長 神津 里季生 1

Part 1 プロローグ (1949～2009年)

“福祉はひとつ”で始まった労福協	2
労働金庫、労働者共済の設立	3
広がる労福協のネットワーク	4
労福協の理念や役割の変遷	5
共感を呼ぶ社会運動への挑戦（多重債務・悪質商法・貧困）	6

Part 2 社会的運動と政策の実現 (2010～2019年)

奨学金制度の改善をめざして	8
法律家を社会で育てるために	9
貧困のない社会をめざして	10
生活困窮者自立支援制度の創設と拡充	11
くらしの安心・安全を求めて	12

Part 3 労働者自主福祉運動の促進 (2010～2019年)

協同組合の社会的役割の発揮をめざして	14
労働者福祉事業団体の活動 くらしを支える共助のネットワーク	16
労働者福祉事業団体の活動 広がる社会的活動や地域づくり	18
ライフサポート活動（地域に根ざした活動）	20
地方労福協の様々な活動	22
研修・交流・広報・教宣・政策活動など	24

Part 4 未来をひらく

2030年ビジョンの実現に向けて	26
労福協の理念と2030年ビジョン	28

資料（組織略図・加盟団体一覧・歴代役員・事務局） 30

結成70周年記念誌 発刊にあたって



労働者福祉中央協議会
会長 神津 里季生

結成70周年の節目にあたり、このたび記念誌を発刊することになりました。今日までの労福協運動に心血を注がれた諸先輩方、関係者の皆さまの情熱とご尽力に対し、あらためて心からの敬意と感謝を申し上げます。

中央労福協は戦後の廃墟の中から、労働組合や生協が組織の枠組みを超えて「福祉はひとつ」で結集するところから生まれました。そして、「労働者による労働者のための福祉事業」を次々と立ち上げ、政策・制度改善の社会運動と両輪で取り組んできました。70周年を契機に、改めて創業の初心を思いおこし、現代的意義を含めて次代に継承していくことが必要です。

本記念誌は、こうした原点のふり返りとともに、ここ10年間（2010年～2019年）の歩みを中心に編集いたしました。この10年間私たちは、東日本大震災をはじめ相次ぐ自然災害への対応を通じて、人と人とのつながりや助け合い・支え合いの大切さを痛感し、地域においては様々な困難や悩みを抱えた方々に寄りそい、奨学金や貧困問題などの社会運動でもネットワークを広げてきました。まさに「つながる・寄りそう・支え合う」活動で様々な成果も挙げてきました。しかしこまだ途半ばです。

世界的に格差や貧困が広がり、持続可能性の危機はさらに深まり、日本では自己責任論が蔓延し、「助けて」と言えない社会の空気が強まっています。今こそ、貧困をなくし、「誰ひとり取り残さない」包摶的で持続可能な社会をめざすSDGsの目標達成や、「助け合い・支え合い」を社会に根づかせていくために、労働運動と労働者福祉運動が一体となって役割を発揮していかなくてはなりません。

中央労福協は2019年11月の総会で「労福協の理念」と今後の活動の指針となる「労福協の2030年ビジョン」を決定し、これから10年の活動へと一歩を踏み出しました。私たちは、この理念やビジョンに基づき、すべての働く人の幸せと豊かさをめざし、連帯・協同の力を結集し、「安心・共生の福祉社会」を実現するための取り組みを進めていきます。

そして、これからも「福祉はひとつ」という労福協の原点を大切にし、労働運動と労働者福祉事業をはじめ消費者運動、NPO・市民運動などと、それぞれの多様性を認め合いながら様々なネットワークで「つながる運動」を広げ、皆さんとともに新しい社会や時代を切り拓いていきたいと思います。

引き続きのご支援・ご協力をお願い申しあげ、記念誌発刊にあたってのご挨拶といたします。

Part 1 プロローグ（1949～2009年）

“福祉はひとつ”で始まった労福協 組織の枠を超えて全労働者の視点に立つ

中央物対協の結成（1949年）－生活物資をみんなで調達する

中央労福協は、1949年8月30日、「労務者用物資対策中央連絡協議会」（中央物体協）として発足しました。

戦後直後の食料危機と生活物資の不足が深刻化する中、労働組合や購買生協などが共同して、各地で隠匿物資の摘発や適正な配給、生活必需品の民主的管理、労務加配米の増配、作業衣服の確保、木炭の払い下げなどを要求する切実な運動を展開していました。

こうした状況の中から、生活物資の確保をめざした運動を全国的に結集して共同行動の機関をつくりうという気運が高まり、分立していた労働団体（総同盟、産別会議、全労連）、各産別組織、日本協同組合同盟（後の日本生協連）など36団体が集まって

結成したのが中央物対協です。

中央物体協としての活動期間は1年ですが、その中で「この協議会を単産および単産の上部組織の枠を超えたものとし、各単産の福祉対策活動を連絡調整しあって意思統一をはかるとともに、互助共済機能の活発化による福祉の増進、社会保障制度の確立、労働者の生活福祉問題解決のための政治的結集をはかる組織とする」という歴史的な合意をしました。

中央労福協は結成当初から、イデオロギーや考え方の違い、組織の枠を超えて、福祉の充実と生活向上をめざすという一点で統一し結集をはかることを明確な指針としてきました。この創業の精神は、現在でも「福祉はひとつ」として継承され、中央労福協の原点です。

中央福対協に組織改編（1950年）－社会保障の要求と労働者福祉事業の組織化

中央物対協は翌1950年9月12日に「労働組合福祉対策中央協議会」（中央福対協）へと組織改編されます。全国的労働団体や生協の福利厚生部門の力を統一結集し、連絡調整・指導するための機関として位置づけられました。活動目標も、生活物資対策はもとより、物価の安定、社会保障制度の確立、住宅対策、生協運動の推進、労働者金融の設置促進、労働者の生活改善、レクリエーションの普及にまで広がりました。

結成当初の中央福対協は、多くの学識経験者をはじめ、労働省、厚生省、建設省、運輸省、文部省、経済安定本部などの局長クラスや、各新聞社の論説委員クラス、健康保険組合など各種団体の役員を賛助員とするなど、幅の広さを持ち、行政当局の支援も強く受けっていました。

その後の福対協の活動により、生協のほか、労働金庫、労働者共済などの労働者福祉事業が次々と誕生し、全国的に発展し、組織も整備されていきます。

中央労福協に改称（1957年～）－労働者福祉運動の総合的な推進へ

中央福対協は1957年には「労働福祉中央協議会」（中央労福協）に名称変更。1964年には現在の「労働者福祉中央協議会」（中央労福協）と改称し、労働組合と労働者福祉事業団体、地方労福協と連携して労働者福祉運動を総合的に推進するための組織体として今日に至っています。

労働者福祉運動は、その時々によって取り組む課題は変えつつも、すべての働く人の幸せと豊かさを

めざして、政策や制度の改善を要求していく取り組みと、労働者自らが関与して福祉をつくりあげていく労働者自主福祉運動（事業）を「車の両輪」として活動してきました。

このように、「労働者福祉」の概念は、「労働者のための福祉」（対象）と「労働者による福祉」（主体）の両面を備えたものとして発展し、時代を経るにつれて、労働者福祉の対象や担い手も広がっていきました。

労働金庫、労働者共済の設立

労働者のための銀行を－高利貸しからの解放を求めて

労働金庫は、労働金庫法制定以前の1950年に、生活協同組合の主導により岡山県で、労働運動を主体として兵庫県で、勤労者信用組合として誕生しました。

労働運動における始まりは、1949年11月の総同盟第4回大会で、相互扶助の精神に立脚した自主的な共済事業と労働銀行の設立が決議されたことです。1950年7月の総評結成大会では「スト資金積立て罷業金庫・中央労働金庫設立」の方針が掲げられ、1951年の総評第2回大会では「労働銀行設立」を独立した議案として決議しました。

中央福対協では、こうした運動を推進するための協議の場をつくり、労働金庫設立の気運をさらに高め、1953年の労働金庫法制定につながりました。

労働者の手で共済を－設立直後の大炎に対応し信頼を得る

借金はいつかは返せる。失った信頼は永久に取り戻せない。

労働者共済事業は、1951年11月の中央福対協第3回総会で、互助共済事業を高めるため「共済事業活動の具体化」が決議されました。この決議にもとづいて1953年に「全国共済団体連絡会議」が設置されました。

全国的に労働者共済の機運が高まる中で、1954年に大阪で、翌年には新潟で先駆的に火災共済事業を開始しました。

新潟では、発足後わずか5か月で当時戦後最大と言われた新潟大火が発生。共済事業の財政基盤が十分整っていなかったにもかかわらず、「共済は信用が第一」の信念のもと労働組合の協力で、所定の共済

そして、質屋と高利貸しからの解放をめざした「労働者の労働者による労働者のための銀行」として労働金庫が全国に誕生することとなったのです。



全国に先駆けて設立された岡山県労働者信用組合(1950年9月)

金支払いを迅速に行ったことが共助としての労働者共済事業の社会的評価を大きく高めることになり、各県の共済事業が本格化していきました。今日のこくみん共済 coop 〈全労済〉誕生の契機です。



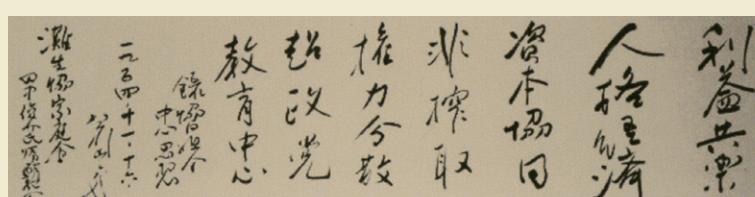
新潟大火(1955年10月)

■ピックアップ

社会運動の先駆者
賀川豊彦



賀川豊彦(1888～1960)は、貧民救済運動、労働運動、協同組合運動、農民運動など様々な社会運動を一体的に実践し、先駆的な役割を果たしました。1945年に創立された「日本協同組合同盟」(現在の日本生協連)の初代会長に就任し、生協運動の父と呼ばれました。わたしたち労働者福祉運動も、こうした社会運動の源流の中から生まれたのです。



「協同組合中心思想7か条」(賀川豊彦筆 1959年) 利益共楽、人格経済、資本協同、非擡取、権力分散、超政党、教育中心

広がる労福協のネットワーク

労働者福祉事業団体の組織化と育成

労福協（中央労福協と地方労福協を含む）は結成以来、労金の設立、労金法の制定、共済活動の組織化、住宅事業、信用保証、旅行会、会館など多くの労働者福祉事業の組織化と育成を進めてきました。



- 1951年 全国労働金庫協会設立
- 1953年 労働金庫法成立
- 1957年 全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）設立（76年に全国統合）
- 1966年 日本勤労者住宅協会法成立（67年、勤住協発足）
- 1969年 全国住宅生活協同組合連合会（全住連）設立
- 1970年 全国労働者福祉会館連絡協議会（全国会館協）設立
- 1972年 全国勤労者旅行協会（全勤旅）設立
- 1973年 全国労働者信用基金協会協議会（全国労信協）設立（83年に全国労信連へ）
- 2006年 日本労働者協同組合連合会（労協連）が中央労福協に加盟
- 日本再共済生活協同組合連合会（日本再共済連）が中央労福協に加盟
- 2010年 全国中小企業労働者福祉サービスセンター（全福センター）が中央労福協に加盟
- 日本医療福祉生活協同組合連合会（医療福祉生協連）が中央労福協に加盟
- 2018年 全国労信連から日本労信協へ中央労福協への加盟形態を変更

労福協の全国展開

各都道府県における地方労福協は、第4回総会（1952年）の地方労福協結成決議を契機に順次発足。1952年の大阪を皮切りに、75年の沖縄をもって全国の組織化が終了しました。また、地方労福協のもとに地域・地区労福協づくりも進みました。

南部ブロック

- 福岡県労福協
- 佐賀県労福協
- 長崎県労福協
- 熊本県労福協
- 大分県労福協
- 宮崎中央会
- 鹿児島県労福協
- 沖縄県労福協

西部ブロック

- | | |
|----------|----------|
| ■ 鳥取県労福協 | ■ 島根県労福協 |
| ■ 岡山県労福協 | ■ 広島県労福協 |
| ■ 山口県労福協 | ■ 徳島県労福協 |
| ■ 香川労福協 | ■ 愛媛県労福協 |
| ■ 高知県労福協 | |

北部ブロック

中部ブロック

- 富山労福協
- 石川労福協
- 福井県労福協
- 愛知労福協
- 岐阜労福協
- 三重県労福協
- 滋賀県労福協
- 奈良県労福協
- 京都労福協
- 大阪労福協
- 和歌山県労福協
- 兵庫労福協

東部ブロック

- 茨城県労福協
- 栃木県労福協
- 群馬労福協
- 埼玉労福協
- 千葉県労福協
- 東京労福協
- 神奈川県労福協
- 新潟県労福協
- 長野県労福協
- 山梨労福協
- 静岡県労福協



労福協の理念や役割の変遷

「労働者福祉運動の基本理念」を確立（1962年～1974年）

中央労福協は、1962年の「綱領にかえて」提案以降、運動の理念や原則に関する12年間の組織討議を経て、1974年の第26回総会で「労働者福祉運動の基本理念と労福協のあり方」を採択します。

基本理念としては、「労働者の福祉要求の実現をつうじて、労働者、家族の生活向上と安定をはかり、真に平和で豊かなくらしを保障する社会を創る」こ

とを掲げました。また、運動の原則としては、①労働者福祉運動は労働運動の一環、②労働者の自発的・自主的な要求・活動、③社会保障拡充、企業内福祉、自主福祉活動の総合的な展開、④地域を活動の拠点とし、組織・未組織を問わず結集、⑤協同組合の理念・原則にもとづく協同事業活動一などの視点も明確にしました。

「中央労福協指針」の策定（1993年）－未組織労働者、国民福祉へ

高度成長期を経て社会や経済は大きく変化し、勤労者の意識や価値観も多様化し、ゆとり・豊かさへの志向が高まりました。また、1989年の連合結成に伴い、それまで労働4団体間の調整機能を担ってきた労福協の存在意義も問われることになりました。

このため、中央労福協は1990年に特別委員会を設置し、それまでの理念・原則や活動全般を見直し、

「国民福祉の向上」を基調とした全加盟団体の新しい運動目標としての「中央労福協指針」を1993年の第45回総会で採択しました。

こうして中央労福協は、それまでの中心課題であった組織労働者を対象とする労働者福祉から、中小企業や未組織の労働者さらには国民福祉へと運動の領域を広げていくことになりました。

あり方検討委員会答申書（2000年）－コーディネーターとしての役割

その後も労福協の存在意義が問われたため、2000年に「中央労福協・あり方検討委員会」を設置して労福協の役割と機能の検討を行い、11月に答申書をまとめました。答申書では、自前・完結型の運動からネットワーク型で運動・事業を組み立てていく発想への転換や、労福協には労働者福祉の総合力を高めていくコーディネーターとしての役割・機能を発

揮するよう提言されました。

その後の活動で答申の具体化が進み、2003年度から地域の福祉活動に関する5つのプロジェクトを設置して「行動し提案する労福協」を実践し、2005年以降のライフサポート事業へつながっていきます。2002年度には未加盟産別に対する加盟促進に取り組み、新たに23産別が加盟しました。

「労福協の理念と2020年ビジョン」の策定（2009年）

21世紀に入り貧困や格差が拡大し、行き過ぎた市場経済が日本社会の隅々にまで入り込み、社会に様々なゆがみを生み出しました。こうした状況の中で、2009年に結成60周年を迎えた中央労福協は、「労福協の理念と2020年ビジョン」を第59回定期総会で採択しました。

2020年ビジョンでは、新自由主義からの転換点に立っているとの時代認識のもと、「連帯・協同でつ

くる安心・共生の福祉社会」を理念に掲げ、そうした社会をつくるため、労働運動と労働者福祉事業が「ともに運動する主体」として力をあわせ、労福協には“かすがい”機能やコーディネート機能を果たすよう提起しました。

この理念とビジョンのもと、中央労福協は2010年代の活動を展開してきました。



341万筆のクレ・サラ高金利引き下げ署名を国会に提出 2006/10/11 挨拶する笹森会長(当時)

共感を呼ぶ社会運動への挑戦

多重債務のない社会をめざして

クレ・サラ高金利引き下げ運動

クレ・サラ（消費者金融）高金利引き下げ運動は、労福協が社会運動に踏み出す転機となりました。当時、多重債務者は200～300万人、生活苦による自殺者が年間8,000人にも及び、深刻な社会問題となっていました。その背景に、法律の狭間（グレーゾーン金利）をついた消費者金融による高金利で過剰な融資や過酷な取立がありました。「高利貸しからの解放」を原点とする労働者福祉運動にとって看過できない問題でした。

半世紀ぶりに改正貸金業法を大改正

2005年12月に中央労福協と宇都宮健児弁護士が呼びかけ「クレ・サラの金利問題を考える連絡会議」が発足し、労働界、法律家、被害者団体、消費者団体を結集した取り組みが始まります。署名活動では、連合の協力も得て中央労福協が288万筆を集約し、運動全体では341万筆に達しました。また、地方議会意見書は43都道府県、1,136市町村で採択されました。

こうした民意が国会を動かし、出資法上限金利の引き下げや過剰貸付の禁止（総量規制）等を盛り込んだ画期的な貸金業法等改正法が2006年12月13日に成立。その後、施行の先送りや骨抜きをはかる



▶お金の問題・気づきキャンペーン
ポスター
▼国会への請願デモ
2006/10/17 (2,000人)



業界団体等の巻き返しもありましたが、改正法の早期完全実施を求める運動により、2009年6月に完全施行されました。

多重債務対策が大きく進展

貸金業法改正を受けて、政府は多重債務者対策本部を設置。全都道府県にも多重債務対策協議会が設置され、相談窓口の整備、セーフティネット貸付の充実、消費者教育、ヤミ金の撲滅など、官民が連携した取り組みにより多重債務問題は大きく改善されました。

また、労金は業態を挙げて「お金の問題・気づきキャンペーン」やサラ金利用者への低利借換運動を開催し、労福協も連携して周知活動に取り組みました。

悪質商法の根絶をめざして

労働運動と消費者運動がつながり、割賦販売法の改正を実現

貸金業法改正の次に取り組んだのが割賦販売法改正です。訪問販売業者等がクレジット契約を利用して高価な宝石や着物、羽毛布団などを強引に次々と買わせたり、リフォーム詐欺を行うなどの被害が相次いでいたからです。とりわけ、高齢者や若者が食い物にされ、多重債務に陥るなど社会問題化していました。

このため、悪質商法を根絶し、消費者にとって安心して利用できるクレジット制度にしようと、中央労福協、消費者団体、法律家団体が「消費者のための割賦販売法改正実現全国会議」を2007年6月に結成し、国民的な運動を展開しました。連続10日間の都



新宿西口での街宣行動 2007/9/10

内街宣行動を皮切りに、全国各地でキャンペーンを展開。労福協を中心に取り組んだ署名活動は265万筆を集め、地方議会の意見書も全都道府県、856市町村で採択されました。

こうした運動による国民世論の高まりが政治を動かし、2008年6月11日、悪質商法にクレジットが利用されないための規制や既払金の返金ルールの創設、過剰与信の禁止などを盛り込んだ画期的な法改正が実現しました。



265万筆の署名を国会提出。各党代表に手渡し 2008/3/6



▲街宣で威力を発揮した「訪問販売お断りシール」付きチラシ。
◀玄関ドアに貼れる「訪問販売お断り」シール

貧困のない社会をめざして

生活底上げ会議が発足

多重債務問題の解決には、根源にある貧困からの脱却や生活再建が欠かせません。そこで労福協は、急速に広がった貧困・格差社会の是正やくらしの底上げにも取り組みます。

2008年4月、中央労福協や関係団体、法律家、市民団体、研究者等による緩やかなネットワークとして「人間らしい労働と生活を求める連絡会議（通称：生活底上げ会議）」が発足。生活保護やセーフティネットに関する勉強会や各団体の取り組みの交流・調整を行っています。

反貧困キャラバン

2008年には生活保護問題対策全国会議とともに、生活保護基準引き下げ阻止や最低賃金の底上げなど

を訴える「反貧困全国キャラバン2008」を実施。東西2ルートでキャラバンカーが全国をまわり、38の地方労福協が関わり、街頭宣伝や集会・デモ、自治体要請など多彩な取り組みが行われ、各地でネットワークが広がりました。2009年にも「反貧困全国キャンペーン」を行いました。



全国キャラバン東ルート出発式後のデモ 2008/7/13 埼玉
右から湯浅誠さん、宇都宮弁護士、笹森会長（当時）

Part 2 社会的運動と政策の実現（2010～2019年）



給付型奨学金の創設を求めて 304万筆の署名簿を積み上げ、院内集会を開催 2016/3/22 挨拶する神津会長

奨学金制度の改善をめざして

若者を苦しめる奨学金問題の改善を

学費の高騰と家計収入の減少により、大学生の2人に1人が奨学金に頼らなければ進学できず、卒業と一緒に数百万円の借金を背負って社会に出ていきます。中央労福協が2015年に実施した奨学金に関するアンケート調査により、多くの若者が返済の負担に苦しみ、結婚や出産、子育てにも影響を与えていました。

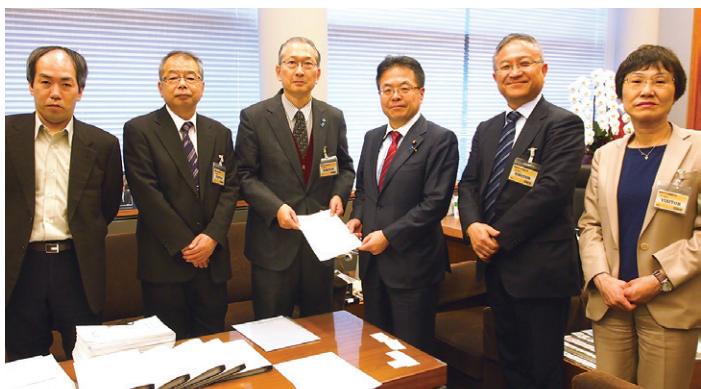
このため、中央労福協は奨学金問題の改善に本腰で取り組むこととし、奨学金問題対策全国会議など様々な団体と連携し、給付型奨学金制度の創設や貸与型奨学金の改善、教育費負担の軽減をめざして運動を展開しました。

給付型奨学金制度の創設を実現

給付型奨学金制度の導入等を求め、2015年10月のキックオフ集会を皮切りに、304万筆の署名を集約して2016年3月に総理官邸に提出。世論の高まりを受けて政府も検討を表明し、各党も参議院選挙の公約に掲げました。

2016年度は、様々な分野から4,987団体の賛同、7,023名の個人賛同を集めました。また、「あなたの声を聞かせてください」とチラシやウェブサイトで投稿を呼びかけ、当事者の声を公表しました。集めた署名、賛同者リスト、当事者の声をもとに、3回にわたる院内集会でアピールするとともに、法案の参考人質疑においても国民の切実な声を国会に届けました。

この結果、改正日本学生支援機構法が2017年3月31日に成立し、給付型奨学金制度の創設が実現しました。



世耕内閣官房副長官（当時、右から3人目）に要請、署名提出 2016/3/22
中央労福協の神津会長ほか、奨学金問題対策全国会議の大内裕和共同代表（左端）と岩重佳治事務局長（右から2人目）



学生の街・御茶ノ水で街宣（連合と中央労福協）2016/11/14

低所得者の授業料減免と給付型奨学金が拡充

給付型奨学金制度が2018年度より本格実施されましたが、対象も金額も極めて限定的であり、中央労福協はその拡充を求めて取り組みました。

政府は消費税増税の財源を活用して、低所得者層に限定して給付型奨学金と授業料減免を拡充する大学等修学支援法案を提出しました。中央労福協は、2018年に実施した「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」の結果を活用し、対象者の中間層への拡大、授業料の引き下げ、奨学金返済者の負担軽減を働きかけ、国会の参考人質疑においても主張しました。

2019年5月10日に同法案が成立し、2020年4月から新制度がスタートします。一步前進ですが、「高等教育無償化」とはほど遠く、多くの課題が残されています。



衆議院文部科学委員会参考人質疑 2019/3/20
中央労福協・花井事務局長(当時)が意見陳述



中央労福協での奨学金全国相談 2019/11/10

奨学金に関する相談にも対応

奨学金制度の改善とあわせて、労働者自主福祉活動にも取り組んでいます。

奨学金に関する相談にも対応できるよう、2015年度より奨学金問題相談員養成研修会を開催。2018年度からは、相談者の掘り起こしや世論喚起をはかるため、全国福祉強化キャンペーンの一環として全国一斉相談を実施し、2018年度は109件、2019年度は127件の相談に対応しました。また、労金でも相談・借り換え対応を行っており、労福協と連携した取り組みも広がりつつあります。



▲奨学金に関するアンケート調査の報告書とミニ冊子（左：2015年調査、右：2018年調査）

法律家を社会で育てるために

司法修習生への給付金を実現

司法修習生は修習専念義務があるためその間の生活費が支給されていましたが、2011年に貸与制に変更され、若手法律家の多くが借金を増やすことになりました。

中央労福協は、経済的事情により法律家になる夢を断念することができないよう、司法修習生への給費の復活を求め、日弁連、市民連絡会、ビギナーズ・ネット（若手法曹や法科大学院生のネットワーク）と連携し、集会、街宣行動、賛同募集、署名など様々な取り組みを展開しました。



市民シンポジウムで若手法律家とともに 2012/2/21

7年越しの粘り強い運動が実り、2017年4月に裁判所法が改正され、司法修習生への給付金の支給が実現しました。

貧困のない社会をめざして

反貧困全国キャラバン 2012・2013

格差と貧困の広がりに対して声をあげ、ネットワークを広げようと、2008年に続き2012年(7～10月)、2013年(8月末～11月)と反貧困全国キャラバンが開催されました。東西で2台のキャラバンカーが全国47都道府県を回り、集会や街宣、様々なイベント、自治体要請などが行われました。本キャラバンに

は中央労福協も呼びかけ団体として実行委員会に参加し、各地の地方労福協は、地域の実情に応じて対応しました。

2012 キャラバンチラシ▶



反貧困世直し大集会 左：東西のキャラバンカーがゴール 右：貧困をなくすために全員でスタンド・アップ 2012/10/20

生活保護基準の引き下げ撤回を求めて

政府は、生活扶助基準を2013～15年に最大10%、2018～20年に最大5%と、2度にわたり3年連続で大幅に引き下げました。加えて、2015年から住宅扶助と冬季加算、2018年から母子加算と児童養育加算を立て続けに減額しました。

これらは憲法25条が保障する生存権を脅かすだけでなく、様々な低所得者向け施策にも連動することから、中央労福協は引き下げの撤回を求めるとともに、国民生活への影響を最小限にするよう国や自治体に働きかけました。

生活保護法の2013年改正では、窓口での申請抑制や扶養義務の強化につながりかねない法案が提出されましたが、国会で修正され、審議や附帯決議で



院内集会「もうひとつの基準部会 当事者の声を聴け！」
発言する中央労福協・花卉事務局長（右、当時） 2017/12/19

一定の歯止めをかけることができました。2018年改正では、生活保護世帯の子どもの大学進学支援の給付金を実現しましたが、後発医薬品の使用が原則化されるなどの問題を残しました。

様々な運動課題で広がるネットワーク

その他、子どもの貧困対策、孤立死・餓死問題への対応、自殺対策、カジノ解禁への反対、ホームレス自立支援法の延長、公契約条例の促進、最低賃金の引き上げ、貧困ビジネスの規制、住宅セーフティネットの創設・拡充などについて政策・制度要求を行うとともに、専門家や関係団体等と連携やネットワークを広げてきました。



困った時は“助けて”と言おう！
ホームレス経験者による抱撲「生笑一座」の公演 2017/6/6

生活困窮者自立支援制度の創設と拡充

モデル事業の実践から法律が生まれ制度化へ

日本では生活保護に至る手前での支援が脆弱なことから、中央労福協は新たなセーフティネットづくりにも取り組んできました。とりわけ、生活困窮者や複合的な課題を抱えた方々に対する寄り添い型の支援（パーソナル・サポート・サービス）については、2010年からスタートした政府のモデル事業には、6県（沖縄、長野、山口、徳島、新潟、千葉）の労



政府の第1次モデル事業（5カ所）のひとつとしてスタートした沖縄のパーソナル・サポート・センター（2012年当時の事務所）

福協が参画し、支援のノウハウを積み重ねてきました。こうした実践をもとに、厚生労働省の特別部会で制度化が検討され、2013年12月6日に生活困窮者自立支援法が成立しました。

生活困窮者自立支援制度は2015年4月に施行され、現在7県の労福協が事業を受託しているほか、全国の労福協でも制度の定着と発展に向けて自治体要請などに取り組んでいます。



モデル事業の実績をまとめた報告書（左から新潟、徳島、山口）

施行3年後の法改正でさらに充実

施行3年後の見直し論議や制度改正に現場の声を反映するため、中央労福協は同事業を実施している地方労福協の要望を集約し、厚生労働省への要請・意見交換を行うとともに、連合と共にシンポジウムを開催しました。改正法案の国会審議でも、よりよい内容になるよう働きかけ、2018年6月1日に



厚生労働省への要請 本後健・生活困窮者自立支援室長（左、当時）に要請書を手渡す 2017/11/6



要請後の意見交換で現場の声を伝える地方労福協（右側）

成立しました。

法改正により、基本理念において社会的孤立への対応や地域づくりの視点が明確になったほか、就労準備支援事業や家計改善支援事業が努力義務化され、各事業や体制も強化されるなど、次のステップに向けた大きな一歩となりました。

生活・就労支援の取り組みの交流

中央労福協は、生活困窮者支援や就労支援を行っている労福協関係団体による連絡会議や相談員・支援員交流会を開催し、相互の経験交流や情報交換を行っています。また、2014年に設立された一般社

団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの賛助団体となり、同会が主催する全国研究交流大会に参加し、自治体関係者や支援団体、研究者とも交流しています。



こくみん共済 coop 災害現場調査活動

くらしの安心・安全を求めて

災害に備える－防災・減災

10年間を振り返れば、東日本大震災以降も頻発する大規模地震、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害など、全国各地で甚大な被害が発生しました。自然災害の脅威は私たちの街やくらしを一瞬にして壊滅させてしまうことを目の当たりにしました。

災害大国を生き抜くために、平時からの災害への備え、意識づくりが重要です。こくみん共済 coop では、

こくみん共済 coop
防災を啓発するブースと「ぼうさいカフェ」の取り組み

防災・減災への意識を高めるために、防災力フェの開催や防災を学べる絵本の読み聞かせ活動、全国の生協では組合員や地域の人々を対象に防災・減災を学べる学習会の開催などの取り組みを行っています。

災害からの復興・再生

実際に災害が起ったときには、助け合い・支え合いの心で結ばれた労福協のネットワークが、様々な形で復興・再生に向けた取り組みを行ってきました。労福協の各加盟団体においてはカンパ活動、義捐金の拠出、ボランティア活動などを展開しています。

こくみん共済 coop では最後のお一人までの共済金支払い、労働金庫では緊急特別融資（災害救援ローン）の実施、全国の生協が配送トラックとともに駆

けつけ、支援物資の提供・搬送に協力、労協連では被災地における就労創出・仕事おこし、医療福祉生協連では医師・看護師等による医療支援などを行っています。また、連合はじめ労働組合では被災地へ人員を派遣し、被災家屋の清掃、がれきの撤去、泥の掻き出し、救援物資の整理などボランティア活動に尽力しました。

こうした相次ぐ自然災害からの復興・再生を通じ



コープさっぽろの配送トラックによる支援物資の避難所への搬入（2011年3月、宮城県女川町）



医療福祉生協の台風被災地域での医療支援の取り組み（2019年・長野県）



労協連 地域共生型ホーム「ねまれや」での介護・学童・一時預かりの取り組み（岩手県大槌町）

て、人と人とのつながりや地域のコミュニティ、助け合い・支え合いの大切さを、多くの国民が改めて認識した10年間でもありました。共助の仕組みは、災害が起こってからだけでなく、日頃から地域で築いておく必要があります。引き続き地域に根ざした労福協の取り組みが求められています。

埼玉労福協

左：東日本大震災の埼玉県内避難者と福島をつなぐ「福玉結バス」を運行
右：避難者支援のための家族BBQ交流会（埼玉労福協と連合埼玉の共催事業）



連合の被災現場における支援の取り組みの様子



消費者運動との連携

中央労福協の政策要求が実り、消費者被害額の推計値が2014年度版消費者白書から毎年公表されるようになりました。2018年の被害額は5.4兆円と推計されており、悪質商法の根絶は国民的な課題となっています。

消費者被害を予防・救済するため、中央労福協は消費者団体や日弁連等と連携し、集団的消費者被害回復訴訟制度の創設（2013年）、景品表示法への課徴金制度の導入（2014年）、消費者契約法の改正（2018年）を実現し、公益通報者保護法の抜本改正にも取り組んでいます。その他、日弁連の連続シンポジウムの共催を通じた地域での連携や、消費者団体への助成を行うため2017年に設立された「消費者スマイル基金」の普及にも協力しています。

地方消費者行政の充実や消費生活相談員の待遇改善に向けて、消費者団体との共同シンポジウムで提言を行い、政策制度改革に取り組みました。消費者

教育では、労金や地方労福協による消費者講座をはじめ、消費者教育推進法の制定（2012年）や消費者安全法改正（2014年）に伴う地域連携にも対応してきました。

毎年開催される全国消費者大会に中央労福協も参加し、奨学金や社会保障に関する分科会を担当し一定の役割を果たしてきました。



阿南消費者庁長官（左）に要請 2013/7/4
中央労福協の山本副会長（中）、大塚事務局長（右）（肩書きはいずれも当時）

環境問題等への取り組み

ライフスタイルの見直しなどの環境に関する取り組みを国民運動に広げるため、2000年に連合、中央労福協、労金協会、全労済で「ライフスタイルを見直す環境会議」を結成。その後、毎年「環境フォーラム」を開催し、気候変動、食・フードバンク、循環型社会、森林、海洋、水、公害、再生エネルギーなどをテーマに啓発・意識改革に取り組んできました。

環境会議は20年間の活動を経て、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)が求める課題横断的なアプローチにも対応できるよう、2019年に「環境・社会フォーラム」に発展的に改編され、環境だけでなく社

会・経済的課題も含めたテーマで勉強会やシンポジウム等を企画・開催していくことになりました。



SDGsをテーマに環境フォーラムを開催 2019/5/27

Part 3 労働者自主福祉運動の促進（2010～2019年）

協同組合の社会的役割の発揮をめざして

2012国際協同組合年の取り組み－協同組合の社会的意義をアピール

国連は2012年を国際協同組合年と定め、市場経済だけでは解決できない諸課題の克服に取り組んできた協同組合の貢献を評価し、「協同組合がよりよい社会を築きます」をスローガンに、各国に協同組合の認知度を高め、その発展を奨励・促進するよう呼びかけました。

とりわけ国連が期待したのは、貧困の根絶、雇用の創出、社会的包摶の3つの分野でした。なぜなら、協同組合が富を公平に分配し、健全な経営で多くの人を雇用し、社会的に排除された人たちの社会参加を促進する役割を果たしているからです。

中央労福協は国際協同組合年（以下IYC）に連動して協同組合への理解や認知度を高めるため、リーフレットを作成して産別訪問やキャンペーン活動を全力で展開しました。また、連合と中央労福協とで記念シンポジウムを共催し、労働運動自らがつくり育てた労働者福祉事業や協同組合を促進する必要性を再確認し、

労働組合と協同組合との連携を呼びかけるアピールを行いました。



上：国際協同組合年記念シンポジウム（連合、中央労福協）2012/10/3
下左：共助の拡大を提起する中央労福協の古賀会長（当時）
下右：国際協同組合年をアピールするリーフレット（中央労福協作成）

労働者福祉事業の利用促進と共助拡大に向けて

中央労福協はIYC以降も取り組みを継続し、2012年に設置した労働団体・事業団体連携行動委員会のもとに「利用促進」「共助拡大」の作業グループを設置し、2013年にそれぞれ報告書を取りまとめました。

その後、労働組合と事業団体が「ともに運動する主体」としての関係を強化するため、産別訪問要請・意見交換を毎年継続し、産別での労働者自主福祉運動推進に関する運動方針化が進みました。また、労働者自

主福祉運動の理念や歴史の継承と人材養成のための学習資料を作成し、それを活用した講座や研修会を呼びかけています。中央主催で開催していた労働者福祉運動リーダー養成講座は、2013年度からはブロック主催へと移行し、さらに地域単位での開催へと広がりつつあります。

共助拡大では、非正規雇用で働く人たちや失業者、中小企業・未組織労働者、高齢者へと共助の輪を広げていくことを提起し議論もされていますが、具体的な取り組みは今後の課題となっています。



産別への要請・意見交換（フード連合への訪問）



労働者自主福祉運動の学習資料



国際協同組合同盟「グローバル協同組合キャンペーン」（2015年）の一環で日本協同組合連絡協議会が制作した動画「もし、だったら（日本版）」より

協同組合相互の連携強化へ — JCAの発足

IYCを契機に、日本の協同組合陣営も全国実行委員会を設置し、イベントや広報・キャンペーン活動を結束して行うとともに、協同組合に関する総合的な政策や統一的な窓口の設置、協同組合憲章の策定を求めて政府や国会に要請しました。IYC以降も、その活動は「IYC記念全国協議会」に改編して継承され、協同組合に関する共通政策の検討、学習交流、情報発信、大学寄付講座などに取り組んできました。

日本の協同組合の法制度は管轄省別の縦割りのため横の連携が弱かった協同組合でしたが、こうした取



「協同組合白熱教室」協同組合の若手職員による集団討議
国際協同組合デー記念中央集会（IYC 全国実行委員会等主催）
2012/7/18



メーデー中央大会にIYC記念協議会も参加
「協同組合」のブース前でアピール 2018/4/29

り組みを通じて相互の交流も進み、連携強化の気運が高まりました。2018年4月には協同組合が結集して一般社団法人日本協同組合連携機構（JCA）が発足し、日本の協同組合運動にとって大きな一歩となりました。2019年7月以降はIYC記念協の活動もJCAに引き継がれ、中央労福協もJCAの会員として労福協会員以外の協同組合とも交流を深めています。

2016年11月には「協同組合の思想と実践」がユネスコの無形文化遺産に登録され、国連も「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための重要な担い手として位置づけており、協同組合への世界的な期待はさらに高まっています。

協同労働の協同組合の法制化をめざして

働く人々が出資金を持ち寄って仕事をおこし、自分たちの働き方や事業運営を協同決定できる「協同労働」が日本においても広がり、地域づくりの観点からも注目されています。こうした働き方はヨーロッパでは既に市民権を得て多くの国で法律が整備されていますが、日本ではまだ制度がありません。

そこで、協同労働の組織に法人格を与える法律をつくろうと、ワーカーズコープや「法制化をめざす市民会議」（中央労福協の笹森会長が2011年まで会長）などが運動し、中央労福協も政策制度要求で掲げてきました。

運動の広がりを受けて、超党派の協同組合振興研究議員連盟で労働者協同組合法案が成案化され、2020年の通常国会で大詰めの調整が行われています。



笹森会長（当時）が
「法制化をめざす市民会議」
フォーラムで東奔西走
(市川市でのフォーラム 2010/5/9)

くらしを支える共助のネットワーク

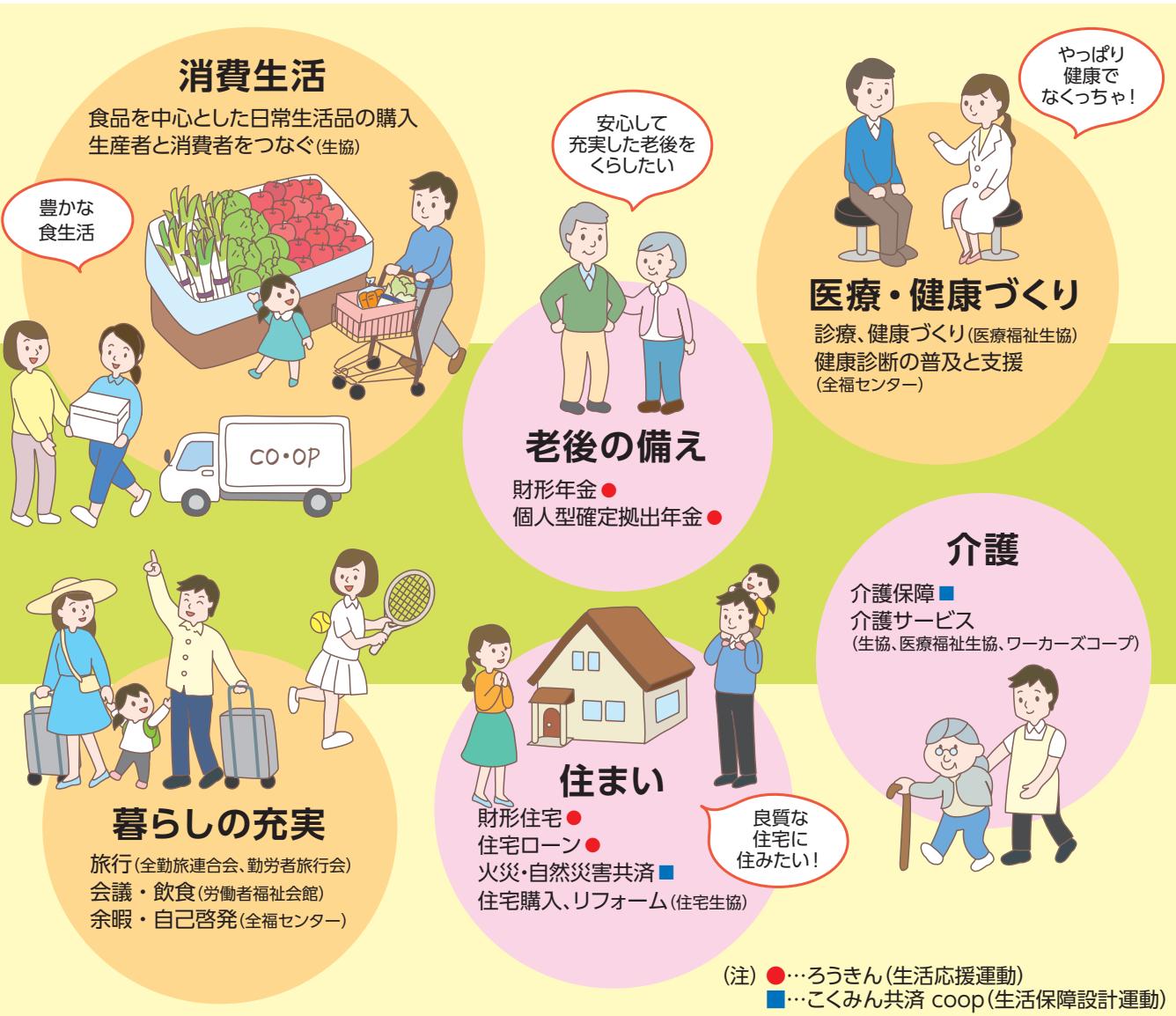


加盟事業団体一覧

労金協会 一般社団法人 全国労働金庫協会	ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 労金協会は、全国13のろうきんの中央機関です。
こくみん共済 coop <全労済> 全国労働者共済生活協同組合連合会	「みんなでたすけあい」をかたちにした共済制度を通じて、組合員の安心と豊かさをサポートする、営利を目的としない保障の生協です。
日本生協連 日本生活協同組合連合会	各地の生協が加入する全国連合会です。生協は、消費者自らが出資し、運営に参画し、事業・活動を通してくらしのニーズを実現する組織です。
住宅生協連合会 全国住宅生活協同組合連合会	生協法に基づいて設立された住宅生協の連合会で、働く人たちに高品質で居住環境が良く、より求めやすい住宅を提供しています。
全国会館協 全国労働者福祉会館協議会	各地の20の労働者（勤労者）福祉会館の協議会で、働く仲間や労働者福祉運動の拠点としての地域での役割を果たしています。
全勤旅連合会 全国勤労者旅行会連合会	全国11の勤労者旅行会で組織され、旅行の斡旋、労働団体等の大会のサポート、団体旅行や海外視察研修の企画手配などを行っています。
日本労信協 一般社団法人 日本労働者信用基金協会	融資を受けるすべての働く人への信用保証を行うことで、働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現を目指す信用保証機関です。

協同組合や労働者福祉事業団体、労働組合は「助け合い・支え合い」を原点とする組織です。中央労福協加盟の事業団体・労働団体による共助のネットワークは、働く人たちや家族の日々の暮らしのニーズや安

心、ライフイベントを生涯にわたりサポートしています（下図参照）。また、共助を土台としつつもその枠を超えて、公益性をもった社会的活動や地域づくりへの取り組みも広がっています（18～19頁参照）。



労協連 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

働く人々・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って人と地域に役立つ仕事をおこす協同労働の協同組合です。

日本再共済連 日本再共済生活協同組合連合会

再共済事業を専門に行う生活協同組合の連合会で、元受会員の経営安定・発展に寄与するとともに、共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

全福センター

一般社団法人 全国中小企業労働者福祉サービスセンター

全国の中小企業労働者福祉サービスセンター（全国202団体 会員数122万人）と共に、中小企業の福利厚生の向上をめざす非営利団体です。

医療福祉生協連 日本医療福祉生活協同組合連合会

医療・介護・福祉事業を主たる事業とする生活協同組合の連合会で、健康づくりを通じて、くらしの安心やまちづくりに取り組んでいます。

労働者旅行会 有限会社 労働者旅行会

全勤旅連合会の一員として、要望に応じた旅のプランをはじめ、チケットの手配や旅館の斡旋など幅広いサポートを行っています。

ワークネット 株式会社 ワークネット

『連合』が設立した職業紹介・人材派遣会社の事業とコンセプトを継承し、「働く人」の視点にたった事業を展開しています。

広がる社会的活動や地域づくり

災害復興支援、防災・減災

- ボランティア、カンパ活動、物資支援、医療支援など
- 災害時の緊急物資供給等の協力に関する協定（生協）
- 絵本のよみきかせ会（こくみん共済 coop）
- ぼうさいカフェ（こくみん共済 coop）
- 被災地での仕事づくり（ワーカーズコープ）



障がいのある人の就労支援を軸に、食堂や手づくり弁当販売、地元野菜の移動販売（ワーカーズコープ 宮城県亘理郡）



ぼうさいえほんよみきかせ
(こくみん共済 coop 高知)



ぼうさいカフェで段ボールベッドの組み立てを体験
(こくみん共済 coop 北海道)



食べて応援しよう!
ユーコープの被災地支援キャンペーン
(被災地产品の供給の1%を募金)

地域づくり・社会的包摶

- 移動販売車による買い物支援、離島配達（生協）
- フードバンク、子ども食堂（生協、ワーカーズコープ）
- 障がい者の働く場づくり（ワーカーズコープ）
- 子育て支援（こくみん共済 coop、生協、ワーカーズコープ）
- 生活困窮者自立支援、就労支援（ワーカーズコープ）
- 居場所づくり（生協、ワーカーズコープ、医療福祉生協）
- 若者支援・自立就労（ワーカーズコープ）



移動販売車による買い物支援（ならコープ）



地域食堂で食事をするこどもたち
(コープこうべが運営支援)



子どもの交通安全のため横断旗を寄贈
(こくみん共済 coop 東京)



地域若者サポートステーションの利用者たち
が、地域共生型就労拠点を立ち上げ
(ワーカーズコープ 東京都豊島区)



介護との「共生ケア」を実現した保育園
「ぱる★キッズ府中」(パルシステム東京)



ワーカーズコープが運営する通所介護・多機能型就労訓練事業所 (千葉県松戸市)

福祉・健康

- 配食事業、助け合い活動（生協、医療福祉生協）
- 地域の見守り活動、健康づくり支援活動（生協）
- まちかど健康チェック、減塩活動（医療福祉生協）



配食事業を通じて高齢者の見守りも（おかやまコープ）



まちかどですこしお（減塩）活動（高知医療生協）

消費者教育・啓発活動

- 高校生のための消費者講座、啓発教材の作成（労金）
- 消費者被害防止の啓発活動（生協）
- エシカル消費、フェアトレード（生協）



消費者講座で大活躍 労金協会作成の教材

環境活動

- 森の学校（労金）
- 森づくり支援活動（こくみん共済 coop）
- 廃棄物削減（生協）
- 再生可能エネルギー普及（生協、ワーカーズコープ）
- 福祉と農・林業の連携による地域循環型産業の取り組み（ワーカーズコープ）



おうちCO-OPUサイクルセンター（ユーコープ）



親子で稻刈りを体験 ろうきん森の学校



みどりの少年団（こくみん共済 coop）

預金・融資・共済が社会貢献につながる

- 資産のESG運用（労金、こくみん共済 coop）
- 預金・融資・共済を通じての社会貢献（労金、こくみん共済 coop）



預金を通じて社会貢献できる（左から四国ろうきん、近畿ろうきん、九州ろうきん、北海道ろうきん）

NPO等への支援

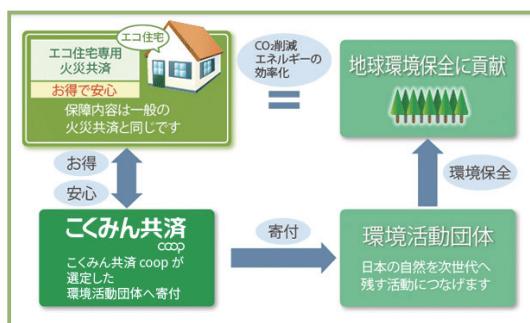
- NPOへの助成や融資（労金）
- 地域貢献助成事業（こくみん共済 coop）



NPO等への助成プログラムのフォローアップミーティング（中央ろうきん）



地域貢献助成事業でNPO活動を応援（こくみん共済 coop）



「エコ住宅専用 住まいの共済」の契約実績に応じて環境団体に寄付（こくみん共済 coop）

連合の「ゆにふあん」（支え合い・助け合い運動）

連合は地域の「支え合い・助け合い」活動を支援するための仕組みを2019年にスタートしました。連合ウェブサイト上の「ゆにふあんマップ」で労働組合やNPO等の活動を地域・分野別に検索し、共感できる活動への参加・支援・寄付やクラウドファンディングができます。



ライフサポート活動（地域に根ざした活動）

勤労者のくらしを地域で総合的に支援

1990年代より地方労福協による地域福祉活動が活発化し、2004～05年には11県の労福協で「福祉なんでも相談」が始まりました。連合も地域に根ざした顔の見える運動をめざし、労働相談から生活相談までワンストップで問題解決につなげる構想や、拠点となる地域協議会の改革・再編を提起していました。

こうした取り組みを相互に連携して前進させるため、連合・中央労福協・労金協会・全労済の4団体で協議した結果、2005年8月25日、「勤労者のくらしを地域で総合的に支援するライフサポート事業」を推進することで合意しました。

この合意をもとに、各地域で4団体協議を経てライフサポートセンター（地域により名称は異なる）が設置され、地域の人たちの様々な悩みや困りごと



各地のライフサポートセンターのチラシ

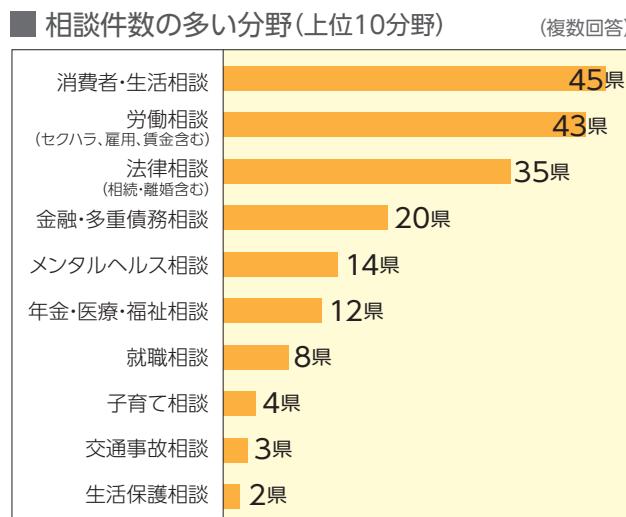
の解決をサポートし、すべての働く人たちの拠りどころとなることをめざして活動を進めてきました。

2015年には4団体で10年間の取り組みを検証し、格差・貧困、社会的孤立の拡大など社会情勢の変化も踏まえ、地域におけるつながりが重要であるとの認識を共有し、5月25日の「当面の確認事項」で、引き続きライフサポート事業を推進し、さらに深化させていくことを再確認しました。

広がるネットワークで年間25,000件の相談

ライフサポート事業は現在46道府県、142拠点（県センター43、地区センター99）で展開されており、相談スタッフは359名、相談件数は年間約25,000件となっています（中央労福協調査2017年11月）。

相談内容は下図のように多岐にわたり、それに応じて解決するためのネットワークも、加盟団体はもとより様々な専門家や行政機関、市民団体などに広がっています。また、相談に加えて、子育て支援や研修会・イベントなど、地域の拠りどころとしての機能を発揮するなど、この間の取り組みで着実に成果を挙げています。



（中央労福協調査2017年 回答数45県）

一方で、事業を担う人材や財政基盤をどう確保するかが共通の課題となっており、中央や地域の4団体を中心に今後の方向性についても議論を進めています。



電話相談
(ライフサポートセンターしづおか)

連携（紹介・つなぎ先）機関、専門家

 (複数回答)

連携機関	県数	連携機関	県数
個別弁護士	36	税理士	15
行政 福祉部局	30	警察	15
行政 労働部局	27	他の相談機関	13
労働組合	29	地域包括支援センター	12
労働基準監督署	26	NPO	13
社会福祉協議会	24	年金機構	10
消費者相談員	23	法務局	9
弁護士会	21	医療機関	7
ハローワーク	20	精神保健福祉士	5
個別司法書士	20	福祉施設	4
社会保険労務士	19		
司法書士会	16		

（中央労福協調査2017年 回答数45県）



フードバンクにいがた

フードバンク活動の普及・推進

日本では米の生産量に匹敵するほどの食料が捨てられており、食料品を有効活用して困窮者や福祉施設等を支援し、災害時の食糧支援にもなるフードバンクが社会的に注目されるようになりました。

中央労福協は2010年に「フードバンクを考える研究会」を立ち上げ、関心を持つ労福協や、連合、産別、事業団体、NPO等が参加し、フードバンク活動の意義を共有し、政策課題や自分たちができることを検討しました。そして、環境フォーラムや全国研究集会、セカンドハーベスト・ジャパンと共同でのセミナーの開催など、啓発活動を進めてきました。

こうして、各地域でも様々な団体が連携してフードバンクを立ち上げたり、フードバンクへの支援が広がっていきました。現在では、21の地方労福協や、フード連合、日本生協連と各地の生協、ワーカーズコープなどが、フードバンクの運営に参画したり食料の提供等の支援を行っています。



フードバンク埼玉の説明会・フードドライブ



フードバンクかながわ

中小企業勤労者福祉の充実

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、大企業と中小企業の福利厚生格差を是正するため、労働組合や労福協の運動により1988年に労働省の事業として創設され、市町村単位で設立されてきました。



全福センター会員向けの充実したサービス

2011年度に国庫補助金が完全に廃止され、自治体の助成も縮減傾向にある中で、自立と再生に向けた模索が続いています。

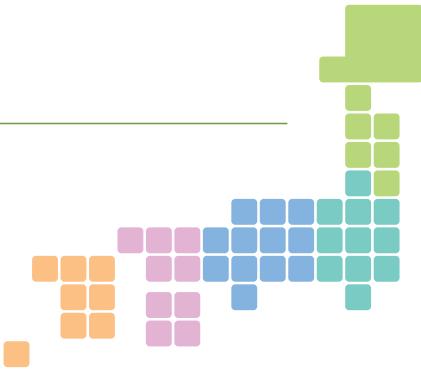
中央労福協は全福センターと連携し、サービスセンターに法的根拠を与える法律を制定するよう国に對して政策要請を行ってきました。また、2012年には地方労福協へのアンケート調査を踏まえ、サービスセンターの現状や課題、今後の方向性について論点を整理し、サービスセンターとライフサポートセンターとの連携や、労金や全労済の利用促進に取り組んできました。

全福センターは、全労済協会やこくみん共済 coop とタイアップし慶弔共済に加え「ずっとあんしん共済」(生涯続く医療保障と生命保障)を制度化するなど、魅力あるサービスの提供を進めています。

地方労福協の様々な活動

多くの地方労福協で取り組まれている活動

- 自治体への政策・制度要請活動
- ライフサポート事業（くらしのなんでも相談など）
- 労働者福祉事業の利用促進
- 労働者福祉を担う人材の養成、研修活動
- ライフプラン、退職前準備などの生活応援、各種セミナー、講演会
- 勤労者の文化、スポーツ事業（各種スポーツ大会、美術展、写真展、囲碁・将棋大会、福祉まつり等）
- 中小企業勤労者福祉サービスセンターとの連携
- 環境保全活動、ボランティア活動、NPOとの連携など
- 国連SDGs（持続可能な開発目標）に関する取り組み



生活困窮者支援

●生活困窮者自立支援事業

山形 千葉 新潟
山口 徳島 愛媛
沖縄



家計改善支援業務説明会（山形）

大阪希望館の「シェアハウスこうじゅ」の外観（左）と居室（右）（大阪）

●シェルター

新潟 大阪 広島
山口 愛媛 沖縄



子ども食堂クリスマス会（新潟）

左：子ども食堂クリスマス会（新潟）

右：フードバンクふじのくにのフードドライブ（静岡）

●フードバンク

運営への参加、食料提供など
21の労福協で関与



パンづくりを通じた就労体験（沖縄）

無料職業紹介所のチラシ（左から愛媛、岡山、徳島）

就労支援

●無料職業紹介事業

山形 長野 石川 島根 岡山
山口 徳島 愛媛 沖縄

●職業訓練、就労訓練

徳島 沖縄

パンづくりを通じた就労体験（沖縄）

無料職業紹介所のチラシ（左から愛媛、岡山、徳島）

労働教育、消費者教育

●労働ハンドブック・講座

山形 静岡 岐阜 鳥取 島根
岡山 愛媛 高知 大分 沖縄

●高校生や大学生のための消費者講座

福島 長野 静岡 鳥取 島根
岡山 広島 山口 香川 愛媛
高知 佐賀 宮崎



高校での「マネートラブル基礎講座」（長野）



高校での「知っておこう！働くときの法律」講座（鳥取）



左：高校生・若者のための消費者講座（福島）

右：働く若者のガイドブック（岐阜）

●大学での寄付講座・寄付講義

山形 和歌山

●ワーカルール検定の運営・受験促進

和歌山

若者支援

- 地域の奨学金事業のネットワーク
 - 北海道 新潟
- 奨学金支給、教育ローンの利子補給など
 - 山形 長野 静岡 愛知 佐賀 宮崎
- 若者の社会参加・就労支援
 - 山口 徳島
- 結婚サポート、縁結び
 - 秋田 山形 茨城 群馬 埼玉
 - 静岡 石川 愛知 三重 京都
 - 鳥取 愛媛 大分



ロッキー奨学金授与式（静岡）



北海道奨学金ネットワークの総会（北海道）



いばらき出会いサポートセンターパーティー（茨城）

社会的包摶、社会参加への支援

- 知的障がい者自動車運転免許取得特別講座
 - 山口 徳島
- 障がい者の就労移行支援 沖縄
- 母子世帯の就学・就労支援 沖縄
- 定住外国人の就労・社会参加支援 徳島



障がい者の運転免許取得特別支援講座（山口）



子どもの未来のための「ゆめみらい基金」フォーラム（沖縄）

高齢者支援

- 高齢者の家事支援 香川
- サービス付高齢者住宅の斡旋 愛知

子育て支援

- 幼稚園、保育園 北海道 宮崎 沖縄
- ファミリーサポートセンター 沖縄
 - ファミリーサポートセンター利用料金助成 石川



あおぞら保育園・幼稚園（宮崎）

介護支援、認知症予防

- 居宅介護支援 北海道 静岡 徳島
- 介護職員初任者研修 北海道 佐賀 宮崎
- 認知症予防 埼玉 新潟 静岡 高知
- 介護相談 愛知 徳島



老人クラブでの「認知症予防・音がく健康講座」（高知）



介護職員初任者研修開講式（佐賀）

葬祭・埋葬

- 葬祭 北海道 茨城 愛知
- 霊園 茨城 愛知 大分 宮崎



やすらぎ霊園（樹木墓）（大分）



約7,000区画の宮崎霊園（宮崎）

その他

- NPOへの助成や融資 長野 静岡 京都
- 消費者ネットワークへの参加
 - 北海道 岩手 千葉 長野 静岡
 - 富山 石川 岐阜 和歌山 大分
- 福島県外避難者支援
 - 埼玉



福島県外避難者支援「ミステリー列車」（埼玉）

※ 22・23 ページの活動は労福協のネットワークによる関連団体との事業も含みます。



2019年度全国研究集会（2019年・熊本）

研修・交流・広報・教宣・政策活動など

全国研究集会

中央労福協がその年に重点的に取り組む課題として位置付けている内容の共有化をはかるとともに、その時々の社会的課題に関して見識を深め、次の取り組みにつなげる機会として、1年に1回、全国研究集会を開催しています。それぞれの分野の有識者や実際に現場で活動している方など、多彩なゲストをお招きしています。

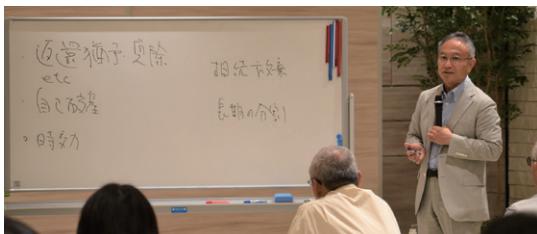
研修・交流

■ 地方労福事務担当者研修会



全国から集まる事務担当者（2018年・福岡）

■ 奨学金問題相談員養成研修



奨学金に関する相談に対応するための知識を学ぶ（2019年・東京）

全国福祉強化キャンペーン

毎年10～11月を強化月間として全国の労福協で一斉に取り組むキャンペーン活動です。組織の内外へ助け合い・支え合いの輪（共助）を広げること、福祉事業団体の相互利用を推し進めることなどを主な柱として、労福協が取り組むその時々の社会的課題等を盛り込みながら「共通テーマ」を設定し、取り組んでいます。

■ ライフサポートセンター実務者・相談員研修会



各单元を受講後、グループごとに事例共有（2018年・大阪）

■ 公益法人制度に関する研修・情報交換会



法人運営、会計、税制などについて学ぶ（2018年・東京）

女性のひろば

労働者福祉運動を継承、発展させていくためには、女性の参画が不可欠です。中央労福協では、労働者福祉運動への女性の参画を促進し、ネットワークを拡大していくことを主な目的として、加盟団体や関係団体などの女性役職員や次期リーダーを対象とした経験交流、意見交換の場「女性のひろば」を1年に1回、開催しています。2019年度は100名を超える参加がありました。



組織・団体の枠を超えて交流する「女性のひろば」

国際交流

■ 海外視察



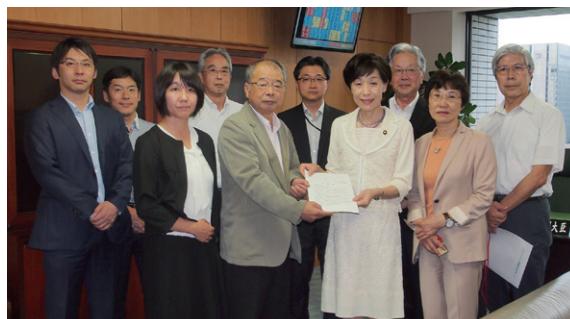
2010年欧州視察で訪れたポーランドのフードバンク
「Bank Zywnosci SOS」の食品倉庫

■ 国際労働財団（JILAF）との連携



草の根支援事業へのセミナー講師派遣、事業視察などを行っている。写真はネパールの非正規学校の子どもたち

政策・制度に関する「要求と提言」活動



重点課題のほか、事業団体の事業・活動に関する政策課題について取りまとめ、関係省庁や各政党に対して要請を行っている

労働者福祉運動を担う人材の育成・教育活動



各ブロックでは労働者福祉運動を担う次世代リーダーの養成を目的とした「理念・歴史・リーダー養成講座」を開催

広報活動

■ ウェブサイト

中央労福協の日々の活動に関するトピックス、連載・コラムなどを掲載しています。
(2001年11月開設／2018年1月全面刷新)



■ 機関紙「中央労福協ニュースレター」

2006年1月創刊、以降毎月1回
(2019年11月現在約5,000部) 発行しています。



Part 4 未来をひらく

2030年ビジョンの実現に向けて

2020年ビジョンから2030年ビジョンへ

中央労福協は2019年の結成70周年にあたり、2018年度より「労福協の理念と2020年ビジョン」（2009年策定）の検証と見直しを行いました。2年間にわたる組織討議を経て、2019年11月29日の第64回定期総会において「労福協の理念」と「労福協の2030年ビジョン」を決定しました。

理念については、2009年に掲げた理念がますます重要性を増していることや70年間の労働者福祉運動の歴史も踏まえ、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」としました。

また、今後の活動の指針となる2030年ビジョンは、2020年ビジョンを継承しつつ時代の変化も踏まえてより深化させました。2030年に向けて「貧困や社会的排除がなく、人と人とのつながりが大切にされ、平和で、安心して働きくらせる持続可能な社会」をめざし、労福協が進むべき方向性を4つのビジョン



として示しています（28～29頁参照）。

私たちは、この理念や2030年ビジョンにもとづき、新たな社会を切り拓く次の10年への活動をスタートします。

連帯・協同を社会に根付かせるために

2020年ビジョンでは、市場や国家のみならず、連帯・協同セクターとの協働的なネットワークで問題を解決していく社会を展望しました。その後の2012国際協同組合年を契機とした協同組合への期待の高まりや国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)の進展は、2020年ビジョンでめざしてきたものと軌を一にするものでした。

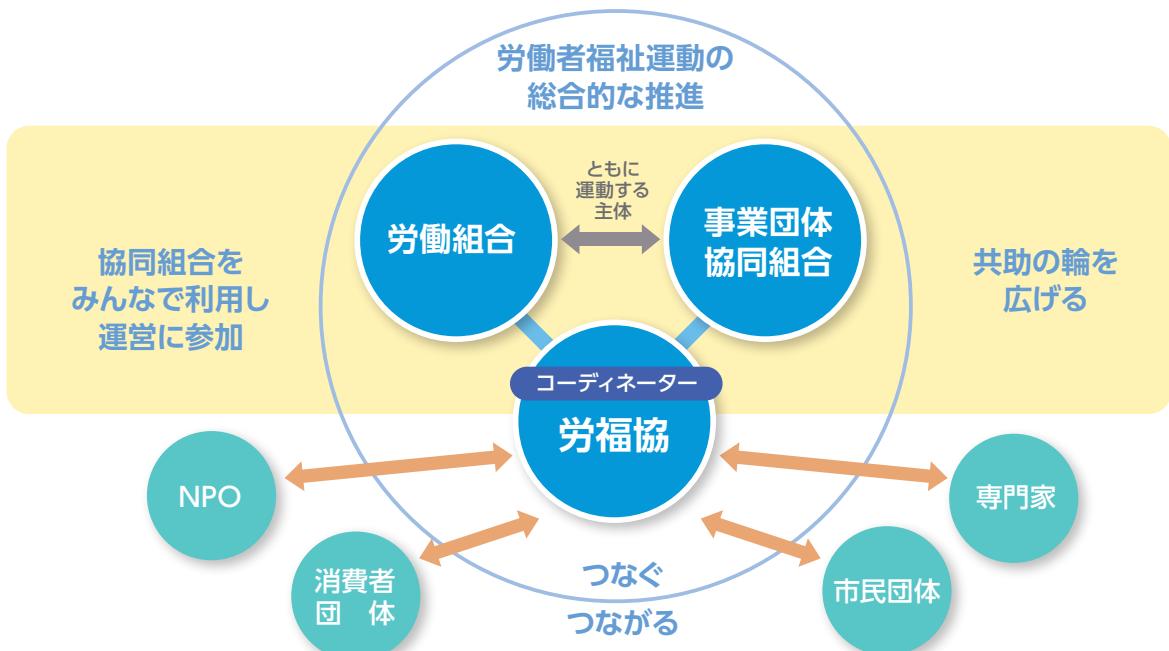
しかし、世界を席捲した新自由主義はこの10年間に大きく変貌し、グローバル企業など一部の層への富の集積がさらに進み、実体経済とかけ離れた巨額の投機マネーの暴走が続いている。そして、雇用は劣化し格差や貧困が広がり、貧困の連鎖、少子化、環境問題など様々な観点から社会の持続性の危機はさらに深まっています。また、社会的な孤立や分断が進み、日本においては自己責任論が蔓延し、「助けて」と言えない社会の空気が強まっています。

こうした状況の中で、「連帯・協同」「助け合い・支

労福協はSDGsの達成に向けて行動します。



え合い」をしっかりと社会に根付かせていくことが必要です。私たちは、「経済成長は人間の幸せのためにあり、手段であって目的ではない」ことを認識し、経済・社会・環境の調和や「誰ひとり取り残さない」包摂的で持続可能な社会をめざすSDGsの達成に向けて、役割の一端を担い行動していきます。



労働運動と労働者福祉事業の「ともに運動する」関係づくり

2030年ビジョンでめざす社会を実現するためには、労働組合と協同組合がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携していくことが重要です。国際的にも、ILO(国際労働機関)とICA(国際協同組合同盟)は、ディーセントワークの実現や協同組合の促進においてパートナーとしての関係を深めています。

協同組合は「みんなで出資し、利用し、運営に参加する」社会的な事業であり、組合員も事業を支える主体

者です。そして、労働運動が自らつくり育てきた協同組合が、労金、こくみん共済 coopなどの労働者福祉事業です。労働者福祉事業団体と労働組合は「業者とお客さま」の関係ではなく、「ともに運動する主体」なのです。こうした関係づくりをこの10年間で進めてきましたが、さらに組合員に浸透させ、とりわけ以下の点で「ともに運動する」関係づくりを強めていくことが必要です。

- 労働者福祉事業の商品やサービスに組合員のニーズを反映していくことを通じて「みんなで参加する」とを実感できる関係づくりを進めます。
- 誰ひとり取り残さず、未組織労働者、不安定な雇用で働く仲間、失業者、障がい者、高齢者、外国人などへ共助の輪を広げます。

労福協の「つなぐ」役割と「つながる」運動

これからも中央労福協は、「福祉はひとつ」という原点を忘れずに、加盟団体の結束を強めるとともに、多様な団体や市民とそれぞれの取り組み課題に応じて

「目的と目標、実現したい事柄で連携すること」を大事にしていきます。

- 労働組合と労働者福祉事業団体、協同組合間の連携を高め、労働者福祉の総合力を発揮していくためのコーディネーターとしての役割
- 「社会の不条理」に立ち向かう共感の得られる社会運動を積み重ね、労働運動・消費者運動・市民運動等を「つなぐ」役割
- 地域の実情や条件を踏まえて、様々な活動や運動に主体的に「参加」「行動」「つながる」運動とネットワークづくり
- 共感を得た人が運動に参加し、さらに共感を広げる運動の拡大連鎖
- ゆるやかな協議体としての労福協が持つ「よさ・強み」を活かす

労福協の理念

すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、
連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります

Part
4

未来をひらく

2030年ビジョン

1 多様なセーフティネットで、働くことやくらしの安心を支えます。

ビジョンを実現するために

- 1 安心できる社会保障制度やセーフティネットを強化します
- 2 貧困や社会的排除をなくし、格差を是正します
- 3 学びと住まいのセーフティネットをつくります
- 4 労働運動と消費者運動をつなぎます
- 5 持続可能で、安心してくらせる社会をつくります

2 労働組合と協同組合が連携・協同し、共助の輪を広げ、 すべての人のくらしを生涯にわたってサポートします。

ビジョンを実現するために

- 1 協同組合の基盤を強化し、活動領域を広げます
- 2 協同組合の社会的価値と力量を高めます
- 3 労働者福祉事業団体と労働組合との「ともに運動する」関係を強めます
- 4 誰ひとり取り残さず、共助の輪を広げます



時代や社会の変化と 10 年後を見据えて

■ 深まる持続可能性の危機と改革の方向性

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 広がる格差と貧困、社会の分断 | ▶ 富を公正に分かち合う社会へ |
| 強まる自己責任論 | ▶ 「助けて」と言える社会に |
| 雇用の劣化と家計負担の限界 | ▶ (雇用と社会保障、教育・住宅政策の連携) 生活保障の再構築を |
| 自然災害の多発と地球温暖化 | ▶ 自然と共生し、災害に強い社会へ |
| 民主主義の危機 | ▶ 多様性を認め合う文化、参加型民主主義が息づく社会へ |
| 依然として大きい男女間格差 | ▶ ジェンダー平等の社会へ |

2030年にめざす社会像

貧困や社会的排除がなく、人と人とのつながりが大切にされ、
平和で、安心して働きくらせる持続可能な社会

Part
4

未来をひらく

3

地域の様々なネットワークで、
支え合い、助け合う地域共生社会をつくります。

ビジョンを実現するために

- 1 ライフサポート活動のネットワークを広げ、地域の課題解決につなげます
- 2 すべての人にとって働きやすく暮らしやすい地域共生社会をつくります
- 3 福利厚生の格差を是正し、中小企業や非正規雇用で働く人たちに拡充します

4

労働者福祉運動を継承・持続するために、人材を育成し、
財政基盤を確立します。

ビジョンを実現するために

- 1 運動を継承する人材を育成します
- 2 労働者福祉運動への女性の参画を促進します
- 3 財政基盤を確立します



■ これからの日本社会の課題への対応

超少子・高齢・人口減少社会 ▶ 「家族で支える」から「地域・社会で支え合う」へ

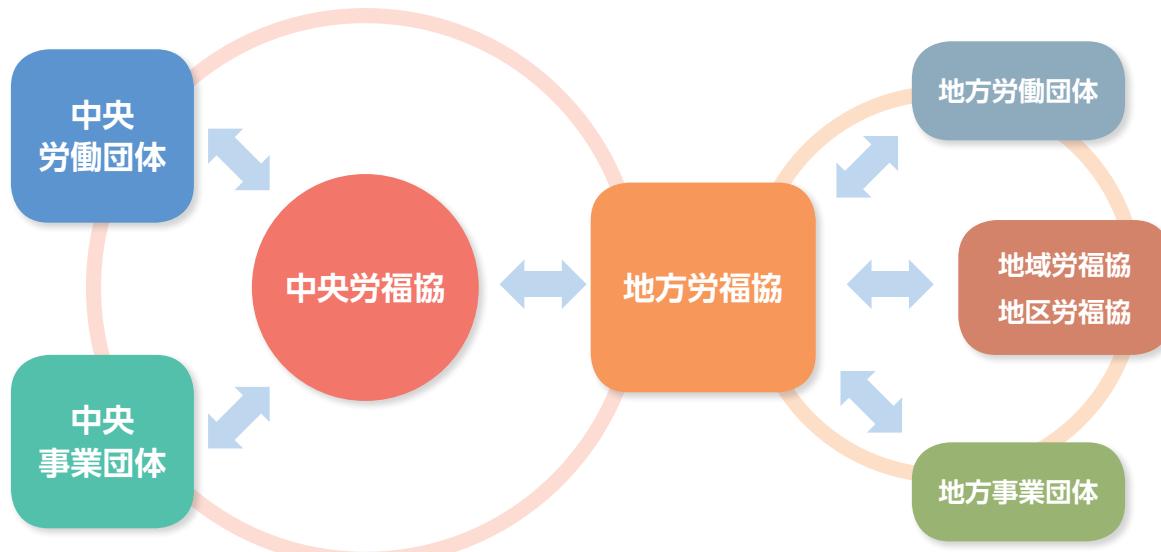
社会的孤立の広がり ▶ ●持続可能な地域づくり ●人々が「支え合う」共生社会へ

急速な技術革新の光と影 ▶ 技術は人間の幸せや豊かさのために

協同組合の役割の発揮 ▶ ●総合的な協同組合促進政策 ●協同組合の横断的な連携

労働運動と協同組合のパートナーシップ ▶ ●ディーセントワークの実現 ●協同組合の促進

中央労福協 組織略図



加盟団体一覧

事 業 団 体				
労金協会	こくみん共済 coop	日本生協連	住宅生協連合会	全国会館協
全勤旅連合会	日本労信協	労協連	日本再共済連	全福センター
医療福祉生協連	勤労者旅行会	ワークネット		

労 働 団 体				
連合	U A ゼンセン	自 治 労	自 动 車 総 連	全 建 総 連
電機連合	J A M	基 幹 労 連	J P 労 組	生 保 労 連
日 教 組	電 力 総 連	情 報 労 連	日本医労連	運 輸 労 連
私 鉄 総 連	フード連合	J E C 連合	損 保 労 連	J R 連 合
サービス連合	交 通 労 連	海 員 組 合	ゴ ム 連 合	日 建 協
紙 パ 連 合	全 電 線	全 国 ガ ス	J R 総 連	セラミックス連合
政 労 連	全 水 道	全 国 農 団 連	全 駐 労	全 農 林
メ デ ィ ア 労 連	全 自 交 労 連	国 労	全 労 金	ヘルスケア労協
森 林 労 連	労 済 劳 連	労 供 劳 連	全 印 刷	全国ユニオン
全 造 幣	日本退職者連合			

地 方 労 福 協						
北海道労福協	青森県労福協	岩手労福協	宮城労福協	秋田労福協	山形県労福協	福島県労福協
茨城県労福協	栃木県労福協	群馬労福協	埼玉労福協	千葉県労福協	東京労福協	神奈川県労福協
新潟県労福協	長野県労福協	山梨労福協	静岡県労福協	富山労福協	石川労福協	福井県労福協
愛知労福協	岐阜労福協	三重県労福協	滋賀県労福協	奈良県労福協	京都労福協	大阪労福協
和歌山県労福協	兵庫労福協	鳥取県労福協	島根県労福協	岡山県労福協	広島県労福協	山口県労福協
徳島県労福協	香川労福協	愛媛県労福協	高知県労福協	福岡県労福協	佐賀県労福協	長崎県労福協
熊本県労福協	大分県労福協	宮崎中央会	鹿児島県労福協	沖縄県労福協		

歴代役員・事務局

歴代会長・事務局長

会長

矢田 勝士	1950～52年度（日教組）
猪狩 幸夫	1953年度（全日通）
参谷 新一	1954年度（私鉄総連）
山口 勝弥	1955年度（海員組合）
小西 昌二	1956年度（全造船）
西塚 喜久美	1957年度（日教組）
今野 治郎	1958年度（全通）
阿部 賴夫	1959～61年度（全国セメント）
渡辺 章	1962～64年度（全国ガス）
川原 耕造	1965～68年度（中立労連）
岡村 恵	1969～82年度（中立労連）
豊山 利文	1983～90年度（中立労連）
藁科 満治	1991～92年度（連合）
山田 精吾	1993～94年度（連合）
鷺尾 悅也	1995～99年度（連合）
後藤 森重	2000～2001年度（連合）
笹森 清	2002～2011年度（連合）
古賀 伸明	2012～2015年度（連合）
神津 里季生	2016～現在（連合）

事務局長

佐々木 正男	1960～80年度（炭労）
山崎 俊一	1980～89年度（総評）
本道 善夫	1990～94年度（連合）
河口 博行	1995～99年度（連合）
刀谷 全雄	2000～01年度（連合）
野澤 雄三	2002～04年度（連合）
菅井 義夫	2005～07年度（連合）
高橋 均	2008～2011年度（連合）
大塚 敏夫	2012～2015年度（連合）
花井 圭子	2016～2019年度（連合）
南部 美智代	2020～現在（連合）

副会長・会計監査（2010年度以降）

副会長

渡邊 和夫	2002～2015年度（フード連合）
鈴木 英幸	2005～2011年度（労金協会）
小野岡 正	2006～07年・2010～2011年度（全労済）
山本 幸司	2008～2015年度（連合）
斉藤 千秋	2008～2012年度（電機連合）
遠藤 幸男	2008～2015年度（東部労福協）
古市 良洋	2010～2012年度（全建総連）
芳賀 唯史	2010～2013年度（日生協）
渡部 俊弘	2012年度（労金協会）
原 曜出夫	2012～2015年度（全労済）
半沢 美幸	2012～2014年度（電機連合）
勝野 圭司	2012～現在（全建総連）
田中 秀和	2012～2014年度（労金協会）
和田 寿昭	2014～2019年度（日生協）
大川 栄八郎	2014～2016年度（労金協会）
板垣 恒子	2014～2016年度（電機連合）
黒河 悟	2015～2019年度（東部労福協）
松谷 和重	2016～2019年度（フード連合）
南部 美智代	2016～2019年度（連合）
崎田 弘	2016～現在（こくみん共済 coop）
古村 伸宏	2016～現在（労協連）
吉田 正和	2016～現在（労金協会）
山中 しのぶ	2016～現在（電機連合）
小林 直哉	2019～現在（東部労福協）
藤井 喜継	2019～現在（日生協）
伊藤 敏行	2020～現在（フード連合）
石上 千博	2020～現在（連合）

会計監査

神津 里季生	2009～2010年度（基幹労連）
橋本 俊幸	2009～2010年度（紙パ連合）
湯川 洋	2010～2011年度（全労済）
工藤 智司	2011～2014年度（基幹労連）
荒木 英篤	2011～2012年度（紙パ連合）
羽田 秀司	2012～2015年度（全労済）
神田 幸弘	2012～2017年度（紙パ連合）
神田 健一	2014～2017年度（基幹労連）
阿野 豊	2016～現在（こくみん共済 coop）
弥久末 観	2018～2019年度（基幹労連）
佐藤 順一	2018～現在（紙パ連合）
津村 正男	2020～現在（基幹労連）

事務局職員（2010年度以降）

足立 晃久	2002～2016年度
小竹 信行	2007～2011年度（労金協会）
山崎 望	2008～2015年度（全労済）
林 俊孝	2009～2010年度（連合）
千原 茂昭	2010～2015年度（労金協会）
塩原 洋光	2011～2018年度（労金協会）

（現職）

北村 祐司	1996年度～
菊池 洋子	2000年度～
栗岡 勝也	2015年度～（こくみん共済 coop）
佐野 敬太郎	2015年度～
袈裟丸 巧	2017年度～
小川 俊明	2018年度～（労金協会）

(注) 年度は総会から次の総会まで。

福祉はひとつ

翔子

書家 金澤 翔子 挥毫



金澤 翔子

プロフィール

1985年誕生。東京都出身。5歳から母の師事で書を始める。

20歳、銀座書廊で個展。その後、建長寺、建仁寺、東大寺、薬師寺、中尊寺、延暦寺、熊野大社、厳島神社、三輪明神大神神社、太宰府天満宮、伊勢神宮、春日大社等で個展・奉納揮毫。福岡県立美術館、愛媛県立美術館等で個展、ニューヨーク、チェコ、シンガポール、ドバイ、ロシア等で個展を開催する。

NHK大河ドラマ「平清盛」揮毫。国体の開会式や天皇の御製を揮毫。紺綬褒章受章。日本福祉大学客員准教授。文部科学省スペシャルサポート大使。



労福協のシンボルマークについて

1981(昭和56)年7月、労働者福祉運動のシンボルとして労福協のマークが誕生しました。簡潔で親しみやすいこのマークは、『人』という漢字をデザイン化したもので、中の輪は人と人の『和』を表しています。誕生から38年、今日では全国の各都道府県の労福協でも使用され、多くの人に親しまれています。

労働者福祉中央協議会 結成70周年記念誌 「つながる・寄りそう・支え合う」

発 行 2020年3月

発 行 者 労働者福祉中央協議会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5階

TEL. 03-3259-1287 FAX. 03-3259-1286 URL <https://www.rofuku.net/>

制作・印刷 株式会社ミックスフィックス



 労働者福祉中央協議会
National Council of Workers' Welfare

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5 階
TEL:03-3259-1287 FAX:03-3259-1286

中央労福協 
<https://www.rofuku.net/>



70th ANNIVERSARY
1949-2019

労働者福祉中央協議会
結成70周年記念誌

つながる
寄りそう
支え合う

